評議員選出に関する細則

（目的)
第１条 この細則は、会則第７条に基づき、評議員選出に関し、必要な事項を定める。

（任期)
第２条 評議員の任期は、会則第７条に基づき、２年とする。初回の選出時は、評議員会での承認日より２年を超えない年度末までとし、以後、２年ごとの再任を妨げない。

（選出方法)
第３条 評議員の選出は、会則によるほかはこの細則に従い、理事会の審議の上、評議員会の承認によって行う。

（評議員の要件)
第４条 選出の度に定める要件を満たす評議員候補者は、理事あるいは評議員１名の推薦を得て、第６条に定める申請締切日までに、申請書を提出しなければならない。

（推薦者の要件）
第５条 推薦者は理事あるいは評議員とする。推薦者が推薦できる評議員の数の上限は、選出の度に定めるものとする。

（申請受付の告知）
第６条 理事長は、申請受付開始前までに、次の各項の公示を本会のホームページに掲載するものとする。
（１）評議員候補者の要件
（２）評議員候補者が提出する申請書
（３）評議員候補者が提出する推薦書
（４）同上申請書の提出締切日
（５）同上申請書の提出方法

（申請書の提出）
第７条 評議員候補者は、提出締切日までに別に定める様式の推薦書を含む評議員申請書を理事長に提出するものとする。

（審議と決定）
第８条 理事長は理事会に申請書を提出し審議し、理事の３分の２以上の賛成をもって評議員候補者を選出し、**評議員会の承認を得て、**評議員として任命する。

（評議員の任期中の辞退）
第 9 条 評議員を任期中に辞退する場合は、理由を記載した辞退届を理事会宛に提出し、理事会の承認を受けるものとする。

（疑義が生じた場合）
第 10 条 評議員の選出に関して疑義が生じたときは、理事会の審議・決定に従うものとする。

（改定）
第 11 条 この細則は理事会の議により改定することができる。

付則 1. この細則は、2026 年 3 月 20 日より適用する。